

## 公立大学法人福井県立大学における障がいを理由とする差別の 解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項

公立大学法人福井県立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条および第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

### 第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項および第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次に掲げるとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当する事例があることに留意すること。

(不当な差別的取扱いに当たる得る具体例)

- ・障がいがあることを理由に受験を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に入学を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- ・障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- ・試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

### 第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項および第4項のとおり、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段および方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮をすべき事例は存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮の具体例)

- ・車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、または段差に携帯スロープを渡すこと
- ・移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- ・配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置をわかりやすく伝えたりすること

- ・障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- ・移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- ・易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、臨時的休憩スペースを設けること

#### (意思疎通の配慮の具体例)

- ・ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- ・シラバス等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイル等を提供すること
- ・授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- ・事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- ・障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- ・間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- ・口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- ・授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたりテキストベースでの意見表明を認めたりすること
- ・入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

#### (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ・入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用等の配慮を行うこと
- ・成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- ・外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- ・大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- ・移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入口に近い場所へ変更すること
- ・教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- ・病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うこと
- ・ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- ・授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、許可を得て板書を写真撮影することを認めること
- ・感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること

- ・障がいにより起因する体調の悪化等により、レポート等の提出期限に間に合わないときに、期限の延長を認めること
- ・教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- ・履修登録の際、人数制限のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- ・入学時のガイダンス等について、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- ・授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- ・視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること